

議案第 11 号

日出町職員の給与に関する条例の一部改正について

日出町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日出町職員の給与に関する条例（昭和 32 年日出町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「10,000 円」を「13,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、県等の給与改定等の事情を考慮して、職員の子どもに係る扶養手当の額を改定したいので提出する。